

所得税法第56条の廃止を求める意見書

中小事業者は、地域経済の担い手として、日本経済の発展に寄与してきた。

その中小事業者を支えている家族従業者の働き分である自家労賃は、親族間の恣意的な所得分割による租税回避を防止する観点から、所得税法第56条「配偶者とその親族が事業に従事したとき、対価の支払いは必要経費に算入しない」（条文要旨）により、必要経費として認められていない。

この規定を原則としつつ、同法第57条において「青色申告者」は、帳簿等により家計と事業の分離や給与の実態を確認できることから、家族従業者の給与は必要経費への算入が認められており、「白色申告者」は、事業主の所得からの控除額として、配偶者の場合で86万円、その他の親族の場合は50万円が認められているが、同じ労働に対して、申告形式で差を設ける制度は矛盾しているといえる。また家族従業者は、このわずかな控除額が収入としてみなされるため、社会的にも経済的にも自立しにくい状況となっている。このような状況では、家業を手伝いたくとも手伝えることが困難となり、その結果、後継者不足に拍車をかけ、地域経済の安定と持続的発展に大きな影響を及ぼす懸念がある。

女性の社会進出や働き方改革の推進、多様な就業形態が求められる現代において、家族従業者の労務提供に対する法的な制約は、時代にそぐわないものとなっている。家族による協力をもとにした健全な事業運営が求められる中、所得税法第56条の存在は、実態に即していないだけでなく、個人事業主とその家族の働き方や生活の選択肢を狭めるものである。

よって本市議会は、国会及び政府に対し、家族従業者の労働を適正に評価し、労働実態に応じた税制とするため、所得税法第56条の廃止を行うよう要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年9月30日

沖縄県うるま市議会

あて先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、法務大臣、財務大臣